【今週の注目疾患】

≪梅毒≫

2026 年第 10 週に県内医療機関から 2 例の届出があり、本年の累計は 44 例（男性 34 例、女性 10 例）となった。届出数は、2023 年に現行感染症サーベイランスが開始された 1999 年以降で最多となって以降、高い水準で推移しており、引き続き発生動向に注意が必要である（図 1）。なお、女性においては、2025 年の届出数が、1999 年以降で最多となった（図 2）。

図 1：2016 年から 2026 年第 10 週までの千葉県の梅毒診断年別届出数

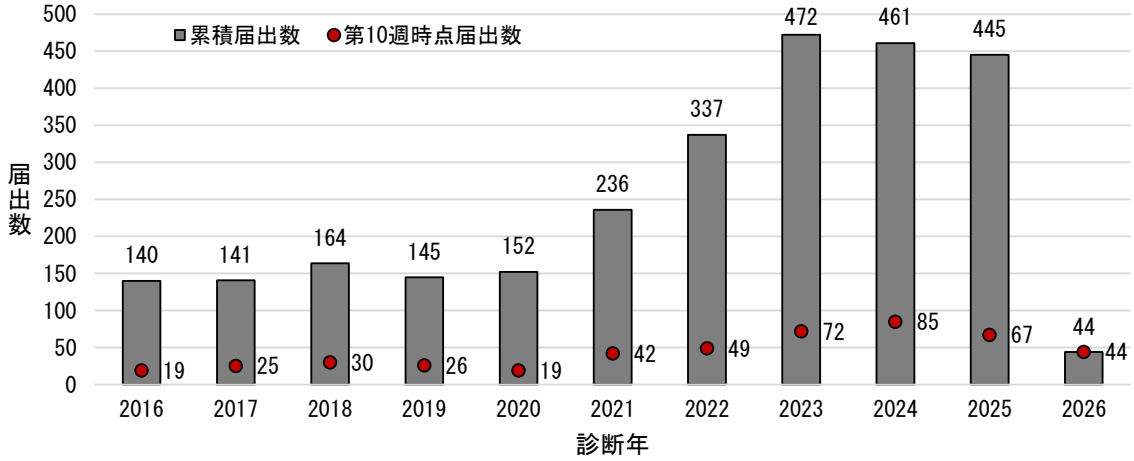

図 2：2016 年から 2026 年第 10 週までの千葉県の梅毒診断年別性別届出数

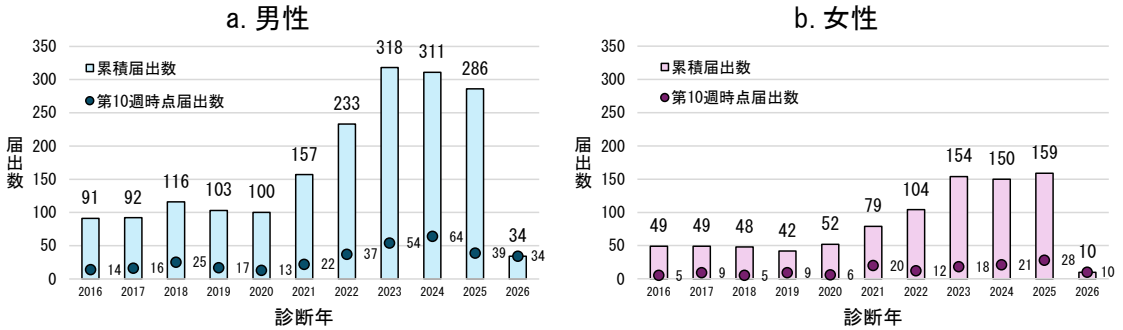

2026 年に届出のあった 44 例の概要は以下のとおり。

性別では、男性 34 例（77%）、女性 10 例（23%）であった。

年代別では、男性 34 例のうち 40 代と 50 代が各 9 例（各 26%）と最も多く、次いで 30 代 8 例（24%）と続いた。女性 10 例では 20 代が 5 例（50%）と最も多く、次いで 30 代 2 例（20%）、10 代、50 代、70 代各 1 例（各 10%）であった。

病型別では、男性 34 例のうち早期顕症梅毒第Ⅰ期（以下、第Ⅰ期）が 18 例（53%）と最も多く、次いで無症状病原体保有者 8 例（24%）、早期顕症梅毒第Ⅱ期（以下、第Ⅱ期）7 例（21%）、晩期顕症梅毒 1 例（3%）であった。女性 10 例では第Ⅱ期が 5 例（50%）と最も多く、次いで無症状病原体保有者 3 例（30%）、第Ⅰ期 2 例（20%）であった。

梅毒は梅毒トレポネーマ（*Treponema pallidum* subspecies *pallidum*）を病原体とする細菌感染症である。菌を排出している感染者との性器や肛門、口腔などの粘膜の接触を伴う性行為により感染する。予防方法は、感染者との性行為を避けることが基本となるが、病変の存在に気づかない場合もあるため、コンドームを適切に使用することが感染リスクの低減につながる。不特定多数の人との性的接触は感染リスクを高めることから、回避することが望ましい。また、症状が消えても感染力が残っていること、治癒しても再度感染する可能性があることに注意が必要である[1,2,3]。

妊婦が梅毒に感染すると、胎盤を通じて胎児に感染し、流産、死産、先天梅毒を起こす可能性がある。先天梅毒は、生後まもなく皮膚病変や肝脾腫などを認める早期先天梅毒と、生後約 2 年以降に目や耳に症状を呈する晩期先天梅毒がある。先天梅毒の予防では、妊婦健診におけるスクリーニング検査、早期検査、早期治療が重要である。感染した妊婦への適切な抗菌薬治療により、母子感染のリスクを下げることができる[1,4]。

千葉県では無料・匿名の検査を実施しています

梅毒は早期に適切な治療を受けることで完治可能な疾患です。早期発見・早期治療、そして再感染予防のためにも、パートナーもともに検査を受けることが推奨されます。

県では保健所において無料・匿名の検査を実施しています。不安なことがある場合には、県ホームページ等でスケジュールをご確認の上、ぜひご活用ください[2,5]。

■参考・引用
1)国立健康危機管理研究機構：梅毒
https://id-info.jihs.go.jp/diseases/ha/syphilis/index.html
2)厚生労働省：梅毒に関する Q&A
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/syphilis_qa.html
3)厚生労働省：梅毒
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/seikansenshou/syphilis.html
4)国立健康危機管理研究機構： IASR 44(12), 2023【特集】梅毒 2023 年現在
https://id-info.jihs.go.jp/surveillance/iasr/44/526/article/020/index.html
5)千葉県：千葉県内のエイズ等相談・検査
https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/kansenshou/aids/soudan.html

【Topics】

≪春休みに海外へ渡航される皆様へ≫

海外においては、国内では見られない感染症が流行していることがあり、海外滞在中に感染する可能性があります。海外へ渡航する際には、事前に渡航先における感染症の流行状況、現地滞在中の注意点、海外渡航に際し推奨されている予防接種をご確認ください。

また、感染症には、潜伏期間（感染してから発症するまでの期間）が数日から 1 週間以上と長いものもあり、渡航中や帰国直後に症状がなくても、しばらくしてから具合が悪くなる場合があります。その場合は、医療機関に事前に電話連絡して海外渡航歴があることを伝えた上で受診し、渡航先、滞在期間、現地での飲食状況、渡航先での活動内容、動物との接触の有無、ワクチン接種歴等についてお伝えください[1,2]。

■参考・引用
1)厚生労働省：海外へ渡航される皆様へ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou18/index_00003.html
2)厚生労働省検疫所 FORTH：海外へ渡航される皆さまへ!
https://www.forth.go.jp/news/20220722_00001.html